

# Vシリーズ競技細則

2014年4月1日改正

2009年4月1日改正

2008年4月1日制定

## 000 総則

### 001 競技細則

- 1 この競技細則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、Vシリーズについて定める。
- 2 この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。

## 100 適用クラス

### 101 国内Vシリーズ

- 1 クラス及び艇体は次の通りとする。

シリーズ	クラス	排気量	重量 ドラッグ-含	長さ	巾	形状
V	250	175cc以上250cc以下	230kg以上	3.50m以上	1.30m以上	Vボトム モノ ハル
	350	251cc以上350cc以下	240kg以上	3.50m以上		
	500	351cc以上500cc以下	265kg以上	3.75m以上		
	700	501cc以上700cc以下	270kg以上	4.00m以上	1.35m以上	

※V700以下は、2サイクル環境対応エンジンまたは4サイクルエンジンとする。

シリーズ	クラス	排気量	重量 ドラッグ-除	長さ	形状
V	850	751cc以上870cc以下	330kg以上	4.25m以上	Vボトム モノハル
	2000	1,501cc以上2,000cc以下	535kg以上	5.60m以上	
	3000	2,001cc以上3,280cc以下	600kg以上	6.00m以上 ※5.70m以上	

※排気量は、2サイクル環境対応エンジンを基本とし、4サイクルエンジンは

1. 4倍までとする。

※V700以下の排気量は、2サイクル環境対応エンジン1.3倍、4サイクルエンジンは1.4倍までとする。 ※2011年改正済

※JCI登録はプレジャーボートクラスとする

※ライフジャケットはストックアウトボート用またはオフショア用とする

※インフレーターボートの場合、船底中央部はコンポジットであること

※改造範囲はSクラスに準ずる

※V3000クラスで河川等のみで走行する場合は5.70m以上でも可

## 200 競技

### 201 競技方法

競技は、耐久レースとし、スタート方法は、ローリングスタートとする。

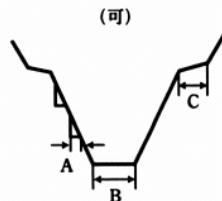
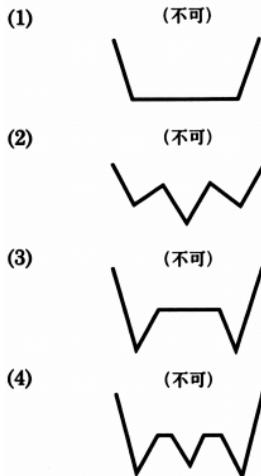
## 300 スペック (仕様)

### 301 艇体

艇体は次の通りとする。

1 形状は、Vボトムモノハルとする。

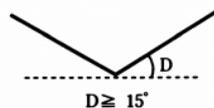
(図参照)



ストライプ  $A \leq 80\text{mm}$

キール  $B \leq 250\text{mm}$

チェーン  $C \leq 100\text{mm}$



- 2 ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
- 3 ウイング、ハイドロfoilの取り付けは禁止する。

### 302 キヤノピー装備艇

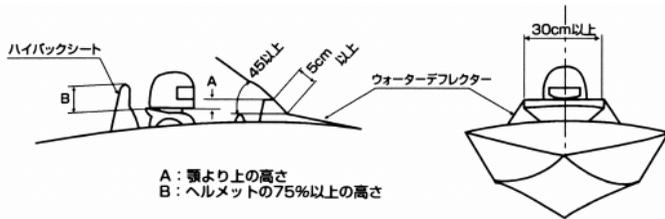
- 1 キヤノピーを装備した場合は、次の通りとする。
  - (1) ヘッドレストを設置しなければならない。
  - (2) フルキヤノピーは、選手の真上に開口部を設け、開口部の周囲 2cm 以上を蛍光オレンジ色で塗らなければならない。なお、開口部の大きさは、0.55m × 0.55m 以上とする。
  - (3) ヘルメットは、通常の着座姿勢の状態ではキヤノピーから出てはならない。
  - (4) ステアリングホイールを取り外さなくても、選手が脱出できなければならない。
  - (5) 艇体のバウを 50cm 以上蛍光オレンジ色で塗らなければならない。  
ただし、艇体が同色の場合は、バウのオレンジ色の箇所と艇体との間を 15cm 以上を白色で塗らなければならない。
  - (6) バウの接水外板上に、高さ 25cm 以上の大きさでレース時の乗艇人数を黒色で明記しなければならない。
  - (7) バックミラーを取り付けなければならない。
  - (8) キヤノピーにウインドウォッシャーを装備しなければならない。
  - (9) シートベルトを装備しなければならない。
    - ① 5本または6本のハーネスで構成されていること。
    - ② ハーネスは、十分な強度を有する材質で、適切に止められていること。
    - ③ 腰ハーネス及び肩ハーネスの巾は 50mm 以上であること。
    - ④ 開放装置は、レバーまたはカムロック式のワンタッチ動作でなければならない。

### 303 キヤノピー未装備艇

- 1 キヤノピーを装備していない艇は、次の通りとする。
  - (1) シートベルトを装着してはならない。
  - (2) ガラス製のウインドシールドは認めない。
  - (3) セーフティスイッチ  
セーフティスイッチのケーブルを選手の体に付けていなければならない。
  - (4) ウォーターデフレクター
    - ① ウォーターデフレクターは、選手を水流から保護するのに十分な強度をもつ

素材で設計、製作されていなければならない。

- ②ウォーターデフレクターは、選手が投げ出されたとき、危害を与えないようなものでなければならない。
  - ③ウォーターデフレクターの上部先端から最低5cmは、水平線から少なくとも45度の角度で立ち上がっており、水平面から測って最低30cmの幅をもたせなければならない。
  - ④ウォーターデフレクターは、最も背の高い選手が普通の操縦姿勢で着座した時、その選手の顎の位置までの高さがなければならない。
- (5) ハイバックシート
- シートの頂部は、選手が普通の操縦姿勢で着座したとき、その選手のヘルメットの高さの75%までカバーしなければならない。



### 304 機関

1 機関は、次の通りとする。（V250を除く）

- (1) UIMに承認された船外機とする。ただし国内で市販の船外機も可とする。
- (2) 機関の数は、1基とする。
- (3) 燃料吸入方式は、自由とする。
- (4) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
- (5) 排気量は、次の通りとする。

ただし2サイクル環境対応エンジンは1.3倍、4サイクルエンジンは1.6倍までとする。

- ・V 250 175cc以上、250cc以下
- ・V 350 251cc以上、350cc以下
- ・V 500 351cc以上、500cc以下
- ・V 700 501cc以上、700cc以下
- ・V 850 751cc以上、870cc以下

・V 2000 1,501cc以上、2,000cc以下

・V 3000 2,001cc以上、3,000cc以下

(6) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。

(7) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動できなければならない。

(8) スターターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。

## 2 機関は次のとおりとする。(V250)

(1) 機関の数は、1基とする。

(2) 減速して航走出来なければならない。

(3) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。

(4) コントロールレバーは、選手の手が届く範囲にしなければならない。

(5) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。

(6) 後進運動は、後進ギアの一作動で出来なければならない。

(7) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動出来なければならない。

(8) スターターモーターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。

## 305 許可される改造

### 1 許可される改造は、次の通りとする。(V250を除く)

#### (1) 部品関係

①ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。

②回転計、温度計、水圧計を取り付けてもよい。

③過回転防止装置は、取り外してもよい。

④スターターロックは、取り外してもよい。

⑤スパークプラグは、交換してもよい。

#### (2) パワーユニット関係

①シリンダは、再ボーリングはしてもよい。ただし、そのクラスの許容排量内において、純正品のピストンを使用する場合に限る。

②フライホイールは、ホモロゲーションシートに規定された寸法と重量であればバランスを調整してもよい。ただし、変更は認めない。

#### (3) 吸排気関係

①キャブレターのジェットの寸法は、変更してもよい。

②キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。

③排気口を追加してはならない。

#### (4) ミッドセクション関係

- ①スイベルブラケットは、パワートリムを取り付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取り外したり、変更してもよい。
  - ②ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取り外したり、新しいものを取り付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
  - ③モーターのラバーマウントは、取り外したり、変更してもよい。
- (5) 冷却関係
- ①冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
  - ②冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取り外してもよい。
- (6) ギアケース関係
- ①ギアケースの外側は、自由とする。ただし、ギアケースの内部部品及び排気口は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。
  - ②トリムタブは、プロペラに合わせるために、取り外したり、変更してもよい。
- (7) プロペラ関係
- プロペラは、交換してもよい。

## 2 許可される改造は次の通りとする。(V250)

- (1) ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
- (2) プロペラは、交換してもよい。
- (3) トリムタブは、プロペラに合わせるために、取外したり、変更してもよい。
- (4) ギアケースの外側は、自由とする。ただし、ギアケースの内部部品及び排気口は、純正品に準ずるとし、追加をしてはならない。
- (5) 冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
- (6) 冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取外してもよい。
- (7) ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取外したり、新しいものを取付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
- (8) ミッドセクションは、パワートリムを取付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取外したり、変更してもよい。
- (9) モーターのラバーマウントは、取外したり、変更してもよい。
- (10) 回転計、温度計、水圧計を取付けてもよい。
- (11) 過回転防止スイッチは、取外してもよい。
- (12) スターターロックは、取外してもよい。
- (13) オリジナルスパークプラグは、交換してもよい。

- (14) キャブレターのジェットの寸法は、変更してもよい。
- (15) キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
- (16) フライホイールの変更は認めない。ただし、ホモロゲーションシートに規定された寸法と重量であれば、バランスを調整してもよい。
- (17) リコイルスタータは、取外して良い。
- (18) 純正品の詳細が明らかでないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。

3 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外しや改造をしてはならない。

#### 4 その他

- (1) ホモロゲーションシートに示すパーツの寸法は、規定寸法まで機械加工してもよい。
- (2) ホモロゲーションシートに示すパーツの重量は、規定重量まで機械加工してもよい。
- (3) 詳細がホモロゲーションシート内の図で確かめられない時は、同一の部品と比較して判断してもよい。

3 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外しや改造をしてはならない。

### 306 燃料

1 燃料は、次の通りとする。

- (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
- (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
- (3) 燃料またはエアークリーンから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。